

CONTENTS

- 2 組合会が開催されました
新役員の紹介
令和元年度決算の概要について
- 6 別居者に係る仕送り認定基準の一部変更について
- 7 被扶養者資格確認届の提出にご協力ください！
ちょっと確認！“扶養認定を受けたまま、社会保険に加入していませんか？”
- 8 柔道整復師等の施術の係る照会にご協力ください
- 9 医療費のお知らせ・ジェネリック医薬品のお知らせをお配りしています！
公費負担医療の該当者は届出が必要です！
- 10 掛金免除の手続きをお忘れなく
- 11 子どもが3歳未満の養育で給料が下がったら
定時決定に関するQ&A
- 12 [傷病手当金の基礎知識] 第3回 傷病手当金と報酬との調整
70歳以上の方で外来療養にかかる自己負担額が14万4千円を超える
と療養費が支給されます！
- 13 2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として
利用できるようになります！
職員採用試験のお知らせ
- 14 [ココが知りたいQ&A厚生年金] 自分は何歳から老齢厚生年金をもらえるの？

- 15 10月に退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る基準利率及び
終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります
地共済Webサイトをご利用ください
- 16 各種健診等を受診しましょう！
- 18 ライフプランセミナー(退職準備型)を開催します！
ライフプランセミナー(生活充実型)を新設します！
- 19 [健康講座] 生活習慣改善セミナーを開催します！
令和元年度(平成31年度)委託ストレスチェック実施状況について
- 20 ボーナスは有利で便利な組合員貯金へ！
「組合員貯金」に加入されている組合員の皆さんへ
「組合員貯金」にまだ加入されていない組合員の皆さんへ
- 21 共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内
- 22 個人向け健康ポータルサイト MY HEALTH WEB
- 23 [いまさら聞けない健康成分] フィトケミカル
- 24 [歯とお口の健康Q&A] 歯ブラシとフロスを使うときのポイント
[たばこを吸わない人生、吸う人生] 受動喫煙による健康リスク
- 25 こころの相談室だより
- 26 電話健康相談/健康・こころのオンラインWeb/セルフチェック・
委託ストレスチェックのご案内
- 27 公式ホームページをぜひご利用ください！
- 28 新型コロナウイルス感染症対応に追われるすべての組合員にエールを！

組合会が開催されました

令和2年6月12日(金)、「奈良県社会福祉総合センター」において第164回組合会が開催され、慎重な審議が行われ原案どおり議決されました。

第164回組合会 日程第1議第1号 令和元年度決算について

新役員の紹介

4月8日に市町村長側における理事補欠選挙が行われ、森川裕一氏(明日香村長)が理事に当選されました。

また、理事長職務代理者に今中富夫氏(上牧町長)が指名されました。なお、それぞれの任期は前任者の残任期間となる令和2年11月30日までとなります。

令和元年度 決算の概要について

総括事項

組合員数及び被扶養者数は、平成30年度末と比較すると組合員で8人の減少、被扶養者で473人の減少となりました。また、掛金等の標準となる標準報酬月額及び標準期末手当等の額は減少しました。



地方公共団体の数

市	町	村	一部事務組合	計
12	15	12	30	69

組合員等の状況

[]は前年度決算との差異を表す

種別	組合員数 (人)	被扶養者数 (人)	区分	標準報酬の月額 (円)	標準期末手当等の額の年度 累計額 (円)
合計	① 14,099	② 13,665	長期	5,387,164,000	21,206,096,000
			短期	5,527,034,000	21,278,488,000
	[▲ 8]	[▲ 473]	長期	[134,000]	[▲ 62,041,000]
			短期	[▲ 2,116,000]	[▲ 76,850,000]
	扶養率(②/①) 0.97人 [▲ 0.03]				

短期経理

収入合計 10,751,171,779 円 - 支出合計 11,130,739,807 円 = ▲ 379,568,028 円
(内訳 当期短期損失金 330,064,770 円、当期介護損失金 49,503,258 円)

○この経理は、組合員や被扶養者の皆さんの病気やケガ等による医療費、出産・死亡等に対する給付、高齢者医療制度への拠出金、介護保険への納付金等の支払を行う経理です。

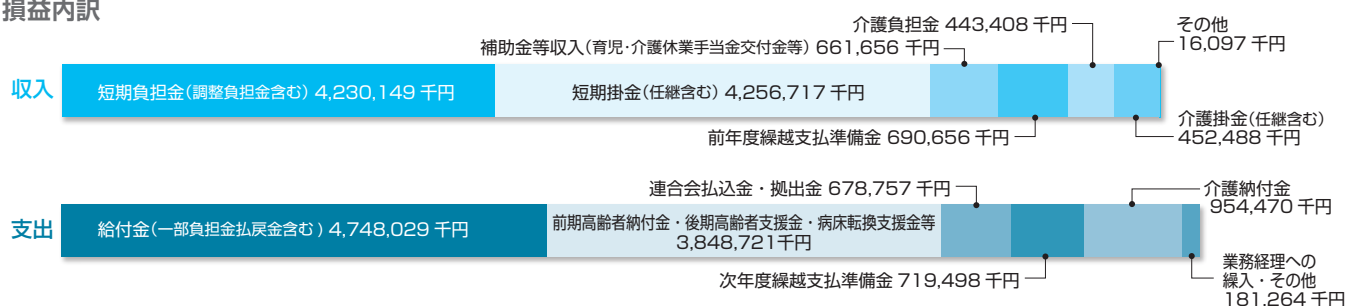
○収入においては短期財源率が前年度より引き下がったこと等により約1億6,644万円の減少。支出においては、法定給付や連合会拠出金等の増加により約4億8,391万円の増加となりました。

○収支の結果、短期給付部分で生じた当期短期損失金については、短期積立金を全額取り崩し補てんしましたが、なお欠損金が生じるため欠損金補てん積立金を一部取り崩して補てんしました。介護保険部分で生じた当期介護損失金については、介護積立金を全額取り崩し補てんしましたが、なお欠損金が生じるため翌年度に介護繰越欠損金を繰り越しました。

令和元年度医療給付実績 (現金給付を除く)

	件数 (件)		日数 (日)		金額 (万円)	
		前年度比		前年度比		前年度比
組合員	125,021	▲ 551	201,764	351	181,269	5,714
被扶養者	118,732	▲ 1,987	190,891	▲ 3,408	180,764	6,962
合計	243,753	▲ 2,538	392,655	▲ 3,057	362,033	12,676

損益内訳



厚生年金保険経理

収入合計 19,770,387,980 円 - 支出合計 19,770,387,980 円 = 0 円

○この経理は組合員から保険料を、所属所から負担金を徴収して、全国市町村職員共済組合連合会 (以下「市町村連合会という。」)へ払込みを行う経理です。

○令和元年度は、197億7,038万7千円の収入があり、全額を払込金として市町村連合会へ支出しました。

損益内訳

収入	負担金	12,078,564千円	組合員保険料	7,691,823千円
支出	負担金払込金	12,078,564千円	組合員保険料払込金	7,691,823千円

退職等年金経理

収入合計 1,263,017,326 円 - 支出合計 1,263,017,326 円 = 0 円

○この経理は職域年金の廃止後に新たに設けられた「退職等年金給付」に係る財源として組合員から掛金を、所属所から負担金を徴収して、市町村連合会へ払い込みを行う経理です。

○令和元年度は、12億6,301万7千円の収入があり、全額を払込金として市町村連合会へ支出しました。

損益内訳

収入	負担金	631,512千円	組合員保険料	631,505千円
支出	負担金払込金	631,512千円	組合員保険料払込金	631,505千円

経過的長期経理

収入合計 89,397,584 円 - 支出合計 89,397,584 円 = 0 円

- この経理は被用者年金一元化前に決定した公務障害・遺族年金等の給付に要する費用として所属所から負担金を徴収して、市町村連合会へ払込みを行う経理です。
- 令和元年度は、8,939万7千円の収入があり、全額を払込金として市町村連合会へ支出しました。

損益内訳

収入	負担金	89,397千円
支出	負担金払込金	89,397千円

退職等年金預託金 管理経理

収入合計 17,298,259 円 - 支出合計 17,298,259 円 = 0 円

- この経理は長期給付積立金の一部を市町村連合会から預託を受け、貸付経理への貸付金の管理・運用を行う経理です。
- 令和元年度は、1,729万8千円の収入があり、全額を支払利息として市町村連合会へ支出しました。

損益内訳

収入	利息及び配当金	17,298千円
支出	支払利息	17,298千円

経過的長期預託金 管理経理

収入合計 3,124,820 円 - 支出合計 3,124,820 円 = 0 円

- この経理は長期給付積立金の一部を市町村連合会から預託を受け、貸付経理への貸付金のほか、地方公共団体より引き受ける縁故地方債購入等の管理・運用を行う経理です。
- 令和元年度は、312万4千円の収入があり、全額を支払利息として市町村連合会へ支出しました。

損益内訳

収入	利息及び配当金	3,124千円
支出	支払利息	3,124千円

業務経理

収入合計 272,856,432円 - 支出合計 244,056,952円 = 28,799,480円(当期利益金)

- この経理は短期給付事業や長期給付事業に係る事務費及び人件費、その他共済組合全体の運営に要する諸経費を賄う経理です。所属所からの負担金、短期経理からの繰入金及び市町村連合会からの交付金等により賄われています。
- 収入においては、組合員1人当たりの事務費の額が減額されたことにより、負担金等の減少により、前年度から約1,254万円の減少。支出においては連合会分担金等の減少により約946万円の減少となりました。
- 収支の結果、生じた当期利益金については、全て積立金に積み立てました。

損益内訳

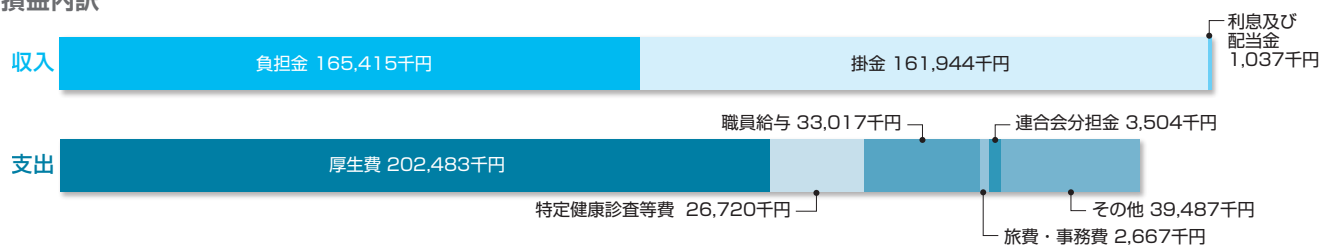


保健経理

収入合計 328,396,558円 - 支出合計 307,878,054円 = 20,518,504円(当期利益金)

- この経理は、組合員や被扶養者の皆さんの健康管理や疾病予防に役立てるため、成人病健診、人間ドックや各種健診、健康相談、保健講座、宿泊施設への利用助成等のほか、特定健康診査・特定保健指導を行う経理です。
- 収入においては標準報酬総額が減少したことにより掛金・負担金が減少し、前年度から約197万円の減少。支出においては厚生費等の減少により約1,025万円の減少となりました。
- 収支の結果、生じた当期利益金のうち一部を欠損金補てん積立金へ、残りを積立金へ積み立てました。

損益内訳



貯金経理

収入合計 1,030,799,283円 - 支出合計 887,788,626円 = 143,010,657円 (当期利益金)

- この経理は、積み立て貯金に加入されている組合員の皆さんからお預かりした組合員貯金を、安全かつ効率的に運用し利息として還元する経理です。
- 収入においては利息及び配当金等運用収入の減少により、前年度から約1億1,656万円の減少。支出においては、支払利率の引き下げに伴う支払利息の減少により約6,966万円の減少となりました。
- 収支の結果、生じた当期利益金のうち一部を欠損金補てん積立金に、残りを積立金へ積み立てました。
- 令和元年度末の貯金の状況 ※〔 〕内は前年度対比を表す。

貯金総額	貯金者数	加入率	支払利率
736億7,219万円 〔12億9,301万円〕	9,454人 〔5人〕	67.05% 〔0.07%〕	平成31年4月1日より 年利 1.10%

損益内訳



貸付経理

収入合計 25,549,462円 - 支出合計 32,618,332円 = ▲7,068,870円 (当期損失金)

- この経理は、普通・住宅・災害・入学・修学・結婚・葬祭等、組合員の皆さんが資金を必要とする際に貸付を行う経理です。
- 収入においては貸付残高の減少に伴う組合員貸付金利息等の減少により約442万円の減少。支出においても、貸付残高の減少に伴う支払利息の減少により約200万円の減少となりました。
- 収支の結果、生じた当期損失金については、欠損金補てん積立金の一部を取り崩して補てんし、法定積立所要額を超える163万1千円を積立金に積み立てました。
- 令和元年度末の貸付金の状況 ※〔 〕内は前年度対比を表す。

貸付総額	貸付件数	主な貸付の利率
18億7,165万円 〔▲3億8,405万円〕	1,428件 〔▲216件〕	普通・住宅・特別：年1.26% 災害：年0.93%

損益内訳



別居者に係る 仕送り認定基準の一部変更について

別居者に係る仕送りの認定基準の一部変更が令和2年4月1日施行分は令和2年4月1日被扶養者認定申告分から、令和3年1月1日施行分は令和3年1月1日被扶養者認定申告分から適用することとなりました。この一部変更の案内については、共済ニュースすこやか4月号（No.261）でお知らせしておりますが、今回はこの変更について、具体的な内容をお知らせいたします。



1 別居の被扶養者を認定申請する際に必要な添付書類の一部変更

変更前	変更後	施行年月日
援助の事実を証する書類(写)	<u>援助(仕送り)誓約書</u> 及び援助の事実を証する書類(写)	令和2年 4月1日施行
提出時期と様式「援助(仕送り)誓約書」		
新規被扶養者認定申告時 毎月、金融機関を経由して送金することを扶養認定時に誓約いただくため、「 <u>援助(仕送り)誓約書</u> 」の提出が必要となりました。	援助(仕送り)誓約書 イメージ 私、 <small>(組合員氏名)</small> は、別居の者 <small>(仕送りを受ける家族の氏名)</small> を被扶養者として認定を申告するに当たり、毎月1回仕送りすることを誓約いたします。 被扶養者として認定されたのち、奈良県市町村職員共済組合より仕送りを証明する書類を求められたときは速やかに提出いたします。 また、仕送りの実態が確認できない場合は、被扶養者の資格が取消しとなることに異議は申し立てなく、直ちに必要な手続を行うことについて同意いたします。	
被扶養者資格確認調査時 今年度の調査より別居の被扶養者を引き続き認定する場合は、「 <u>援助(仕送り)誓約書</u> 」の提出が必要となりました。 →p.7の「被扶養者資格確認届の提出にご協力ください!」も併せてご覧ください。		

2 仕送り額の基準の見直し

変更前	変更後	施行年月日
1人当たり月額 <u>35,000円</u> 以上	1人当たり月額 <u>50,000円</u> 以上	令和3年 1月1日施行
被扶養者世帯の収入を世帯員数で割り、認定を受けようとする者の人数を掛けた <u>金額の1/2以上</u> の援助	被扶養者世帯の収入を世帯員数で割り、認定を受けようとする者の人数を掛けた <u>額以上</u> の援助	
組合員からの援助は、金融機関を経由して送金するなど事実を客観的に確認できる方法により行われていること。	組合員からの援助は <u>毎月とし、その援助の方法は金融機関を経由して送金するなど事実を客観的に確認できるものとする</u> こと。	

仕送り額の基準変更による毎月の援助(仕送り額)の増加について(具体例)
事例：年金収入200万円の父と年金収入70万円の母の世帯で、母のみを認定する場合

現行	変更後
父 2,000,000円 + 母 700,000円 = 2,700,000円 <small>(年金) (年金) (世帯合計)</small> $2,700,000円 \div 2 \times 1/2 = 675,000円$ <small>(世帯員) (年間)援助額</small> $675,000円 \div 12 = 56,250円$ <small>(毎月)援助額</small> ☆毎月の仕送り額 35,000円 < 56,250円 ◎毎月の仕送り額 <<1人への送金額>> 56,250円 × 1 = 56,250円 (母)	父 2,000,000円 + 母 700,000円 = 2,700,000円 <small>(年金) (年金) (世帯合計)</small> $2,700,000円 \div 2 = 1,350,000円$ <small>(世帯員) (年間)援助額</small> $1,350,000円 \div 12 = 112,500円$ <small>(毎月)援助額</small> ☆毎月の仕送り額 50,000円 < 112,500円 ◎毎月の仕送り額 <<1人への送金額>> 112,500円 × 1 = 112,500円 (母)

→毎月の仕送り額が56,250円増加することになります。

令和3年1月1日から変更後の基準で認定を行うこととなりますので、引き続き認定を希望される場合は、令和3年1月分から仕送り額を変更する必要があります。